

○九州地方整備局告示第 169 号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年八月六日

九州地方整備局長 金尾 健司

第 1 起業者の名称 福岡県

第 2 事業の種類 県道筑紫野太宰府線及び県道筑紫野三輪線改築工事（福岡県筑紫野市大字山家地内）

第 3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県筑紫野市大字山家地内
- 2 使用の部分 なし

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県筑紫野市大字吉木地内から同県朝倉郡筑前町三牟田字松元地内までの延長 5,410m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道筑紫野太宰府線及び県道筑紫野三輪線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 3 号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

県道筑紫野太宰府線及び県道筑紫野三輪線（以下「本路線」という。）は、道路法第 7 条の規定に基づき福岡県知事が県道に認定した路線であり、同法第 15 条の規定により福岡県が道路管理者となることなどから、起業者である福岡県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

（1）得られる公共の利益

県道筑紫野太宰府線は、福岡県筑紫野市大字山家地内の一般国道 200 号との接続点を起点とし、同県太宰府市の市街中心部を通過し同市大字坂本地内の県道福岡日田線との接続点を終点とする延長約 11.2 km の幹線道路である。

また、県道筑紫野三輪線は、福岡県筑紫野市大字永岡地内の一般国道 3 号との接続点を起点とし、一般国道 200 号の一部区間を重用し、同県朝倉郡筑

前町地内の一般国道 386 号との接続点を終点とする延長約 15.2 km の幹線道路である。

本路線は、沿線地域住民の通勤、通学等の日常生活だけでなく、太宰府市方面と朝倉市方面とを結ぶ機能も担っていることから、農業や商工業、観光業等の経済活動にも利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路法第 30 条第 3 項に基づく福岡県道路構造の基準に関する条例（平成 24 年福岡県条例第 64 号。以下「条例」という。）に定める道路幅員、最小曲線半径を満たさない区間及び視距が確保されていない箇所が多数存するほか、交通事故も発生するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている。また、歩道の整備や路肩幅員の確保が十分ではないことから、歩行者等の安全性が脅かされている状況にある。

さらに、平成 22 年 9 月に起業者が実施した自動車交通量調査によると、筑紫野市大字山家地内の山家変電所踏切付近において混雑度が 1.33 となっている。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されるとともに、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音等に関する環境への影響について検討を行った結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

（2）失われる利益

起業者が任意で行った調査等によると、本件区間において、動物では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠA類として掲載されているセボシタビラ及びニッポンバラタナゴ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているコキクガシラコウモリ、ブッポウソウ、ニホンウナギ、カゼトゲタナゴ、ツチフキ、イシドジョウ、サンインコガタスジシマドジョウ、オヤニラミ、クロシジミ、ツマグロキチョウ及びヨツボシカミキリ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミゾゴイ、トモエガモ、サシバ、タマシギ、シロチドリ、タカブシギ、セイタカシギ、コアジサシ、サンショウクイ、スナヤツメ、ゼゼラ、ヤマトシマドジョウ、アリアケギバチ、アカザ、メダカ南日本集団、ギンモンアカヨトウ、ミズスマシ及びトゲアリ等の希少種が生育している可能性がある。また、植物では、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているマメダオシ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているアゼオトギリ、ツキヌキオトギリ、チャンチンモドキ、サワトラノオ、オニコナスビ、ヒナヒゴタイ、ノハラテンツキ及びキエビネ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスギラン、シナミズニラ、ヤナギヌカボ、オキナグサ、オニバス、キンチャクアオイ、ウンゼンカンアオイ、チャボツメレンゲ、ミズマツバ、ヒメビシ、ヒメノボ

タン、ミシマサイコ、イヌセンブリ、フナバラソウ、キセワタ、オオアブノメ、ツルギキョウ、バアソブ、キキョウ、シオン、イズハハコ、ヒメヒゴタイ、ツクシタンポポ、オナモミ、エヒメアヤメ、ツクシクロイヌノヒゲ、ヒメミクリ、ヒメカンガレイ、ナツエビネ、キンラン、クマガイソウ及びフウラン等の希少種が生育している可能性がある。上記の調査結果について、起業者が専門家にヒアリングを行った結果、いずれの種においても、本件事業による改変は一部に限られ、本件事業地周辺に希少な動物・植物の生息・生育環境が広く分布していることなどから、環境に与える影響は小さいとされている。なお、工事中の本件事業地内において、希少な動植物が確認され、さらに工事中及び工事後の影響が懸念される場合には、専門家の指導・助言を踏まえ、適切な環境保全措置を講じ、モニタリング調査を実施することとしている。

また、本件事業地内及びその周辺には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が 13 箇所存在するが、このうち 6 箇所については発掘調査が完了し、既に記録保存等の措置が講じられており、また、残る 7 箇所については筑紫野市教育委員会との協議により、調査不要とされているが、事業中に文化財が発見されれば、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（3）事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路の整備及び現道における交通混雑を緩和し、安全かつ円滑な自動車交通を確保するとともに、歩行者等の安全な通行を確保することを主な目的とし、条例による第 3 種第 3 級の規格に基づく歩道を有する 2 車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間のルートについては、申請のあったバイパス案（以下「申請案」という。）と、現道活用案、バイパス及び一部現道活用案の 3 案について検討が行われている。申請案は他の 2 案と比較すると、取得必要面積は最も多いものの、宅地の取得面積及び支障物件の数が最も少ないことから、地域住民に与える影響が小さいこと、構造物の施工延長は現道活用案より長いものの、工事期間中における交通規制及び迂回路の設置の必要もなく、騒音等の沿道環境対策も少ないことから施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

なお、申請案のうち、本件区間の福岡県朝倉郡筑前町地内の牧の池沿いのルートについては、申請案（牧の池西側案）のほか、路線延長を最短とする牧の池西側案及び牧の池東側案も併せて比較した結果、申請案は取得面積では中位であるものの、橋梁の延長が最も短く、施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益

とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道は幅員狭小及び線形不良区間が多数存在しており、かつ、交通渋滞も発生していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、筑前町長を会長とする主要地方道筑紫野三輪線改良促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 福岡県筑紫野市役所